

## 大仁東地区通学支援バス運行管理業務仕様書

### 1 業務名

大仁東地区通学支援バス運行管理業務

### 2 目的

児童・生徒の通学の負担軽減と利便性の向上を図るとともに、通学支援バス運行業務をより効率的、効果的に運行するため、豊富な経験と専門的な知識を有する事業者にも業務を委託することにより、児童・生徒の安全な登下校を確保することを目的とする。

### 3 履行場所

市内（大仁東地区、大仁小学校、大仁中学校及び運行ルート沿線）

### 4 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

### 5 運行日数及び運行時間

#### (1) 運行日

土曜日、日曜日、祝祭日及び夏休み等の長期休暇を除く平日とする。ただし、特別授業、学校行事、その他の事情により変更する場合があります、学校と協議の上、運行計画を作成するものとする。

#### (2) 運行時間

運行時間は別紙のとおりとする。ただし、特別授業、学校行事、その他の事情により変更する場合があります、学校と協議の上、運行計画を作成するものとする。

#### (3) 年間運行日数

年間基本運行日数は、205日程度を想定している。ただし、指定した運行日数の5%以内の増減があった場合は、契約額の変更は行わない。

### 6 運行経路

運行経路は別紙のとおりとする。ただし、試験運転及び諸事情により変更する場合がある。

### 7 業務の内容

#### (1) 運転業務

通学支援バスの運転業務（試験運転を含む）を行うこと。

#### (2) 運行計画の作成・調整

学校行事や特別授業等に伴う運行日・運行時間の変更について、学校側と密に連携し、円滑な運行計画を策定・周知すること。

#### (3) 車両の安全点検および整備管理

走行前の日常点検（ブレーキ、タイヤ等）の徹底および、法的に定められた定期点検整備を管理・実施し、常に安全な運行環境を維持すること。

(4) 安全運転および児童・生徒の安全確保

運転手の安全運転教育を徹底し、児童・生徒の乗降時の安全確認を行った上で、道路交通法及び関係法規等を遵守した運行を行うこと。

(5) 運行記録の作成および報告

日々の運行状況、点検記録等を記録し、委託者が必要とする形式で定期的に報告すること。

(6) 車両管理および燃料供給の手続き

車両の清掃・整理整頓を適宜行うとともに、運行に支障のないよう、指定された方法で車両の燃料補給を適切に行うこと。

(7) その他

上記以外の業務においても、児童・生徒の移送を目的とする場合には可能な限り協力すること。

8 使用車両等

(1) 委託者が別途契約するリース車両を使用すること。

(2) 座席及び安全装備

ア 補助席を含め1人1座席で、かつ、全員が着席すること。

イ マグネット等で当該通学支援バス（スクールバス）と認識ができる状態で運行すること。

ウ シートベルトは、児童・生徒全員が着用できる状態を保つこと。

(3) 中山間地域における安全対策

ア 中山間地域から平野部への運行であるため、以下の安全対策を講じること。

イ 走行前に、ブレーキ、ハンドル、タイヤ等の点検を徹底すること。

ウ 急カーブや急坂道での安全運転に特に留意すること。

エ 路面の積雪や凍結時には、冬用タイヤを装着するなど、安全にバスを運行できるような対策をすること。

オ 大雨や霧などの悪天候時は、減速運転を心がけ、安全に運行すること。

(4) 燃料の補充

受託者は、運行に支障が生じないよう、車両に適宜燃料を補充すること。なお、給油方法、給油場所、精算方法その他必要な事項については、委託者の指示に従うものとする。

9 車両の保管場所

車両の保管場所は、委託者により確保する。

10 試験運転等

受託者は、令和9年3月1日から学校始業日までに試験運転等を行い、送迎業務に支障がないようにすること。なお、実施内容については、別途協議するものとする。また、試験運転等にかかるすべての費用は、受託者負担とする。

11 委託業務の基本方針

(1) 基本的な責務

児童・生徒の登下校時における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。

道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。

(2) 運転手の配置及び健康管理

運行については、他の業務を兼任するなどの過度の負担がない運転手を事前に選任し、75歳未満で当該業務を専属とする運転手が運転すること。

専属の運転手に事故等があった場合は、事前に選任した交代要員により運行できる体制を整えておくこと。

運転前には、運転手の酒気帯びの有無を含む健康状態を運行責任者が点呼すること。

(3) 車両の整備点検

車両の整備点検は常に万全の注意を払うこと。

緊急時には速やかに対応すること。

万一事故等の場合は、素早く全面的に対応すること。

(4) 運行時の安全確保

運行に際しては以下の事項を遵守すること。

ア 児童・生徒には常に笑顔で接し、挨拶や声掛けも欠かさず行うこと。

イ シートベルトを必ず着用するよう指導すること。

ウ 児童・生徒の乗降車時は安全確認後に発車すること。

エ 乗降時の人数確認及び乗降時に異常がある場合、速やかに学校に連絡すること。

オ 運行ルート及び乗降場所付近の交通状況を事前に十分把握し、安全運転に努めること。

(5) 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

12 緊急時等の対応及び連絡

(1) 受託者は、運転手以外で運行責任者を配置し、緊急の連絡対応ができるものとする。

(2) 自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、学校及び委員会と協議のうえ対応を決めること。

(3) 万一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに委託者の作成する緊急連絡先に連絡するとともに、学校及び委員会と協議のうえ事故処理及び最善策の検討にあたること。

13 教育研修

受託者は、運行管理者及び運転手の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応、また、児童・生徒や保護者等から苦情が生じないように、教育の場にふさわしい誠意ある接遇ができるよう定期的な教育体制を整えておくこと。

14 損害賠償責務

(1) 受託者は、委託業務中に第三者や車両等に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。また、運転手に係る保険についても受託者において加入するものとする。

(2) 受託者は、委託業務中に児童・生徒や教職員等の学校関係者に損害を与えたときは、その損害すべての賠償を行うものとする。ただし、受託者の責に帰す事由が認められない場合はこの限りでは

ない。

#### 15 費用負担

受託者が負担する費用は、本業務委託料とする。本業務委託料に含む主な費用は以下のとおりとし、本業務委託に必要と判断される他の費用も含むものとする。ただし、委託者が別途契約するリース車両に係る燃料費は委託者の負担とし、本業務委託料には含まないものとする。

- (1) 人件費（給与、通勤費、福利厚生費等）
- (2) 保険料（対人、対物、人身傷害、車両保険等）
- (3) 保険料（運転手等）
- (4) 消耗品（清掃用品、消毒液等）
- (5) 教育研修費
- (6) 事故などに係る使用車両の修繕費及び当該修繕に伴う代替車両等の諸費

#### 16 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この業務により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

#### 17 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。